

0名が病院に搬送され、診断の結果、重傷者2名、軽傷者9名を生じた。

事故現場の天候は曇りで路面は乾いており、前方を走行していた当該大型トラックが落下物を避けるため、急にハンドルを右に切ったため、当該バスの左前部と当該大型トラックの右後部が衝突した。

(3) タクシーが料金所の分離帯に衝突した事故

1月27日(金)午前1時30分頃、神奈川県的高速道路において、同県に住所を置く個人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、料金所を通過する際に分離帯に衝突し180度転覆した。

この事故により、当該タクシーの運転者が重傷、当該タクシーの乗客が軽傷を負った。

事故当時、当該タクシーの運転者は、当該料金所の手前で進路変更を行った際に、速度超過のためハンドル操作を誤った模様。

なお、当該タクシーの乗客はシートベルトを装着していなかった。

(4) タクシーが自転車に乗った男性を撥ねた事故

1月29日(日)午前4時50分頃、愛媛県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客1名を乗せて運行中、道路左側を走行していた自転車に乗った男性(75歳)を撥ねた。

この事故により、当該男性が意識不明の重体となり、約11時間後に死亡した。当該タクシーの運転者及び乗客に負傷はなし。

事故現場は、片側一車線の直線道路で、当該タクシーの運転者は、同一方向に走っていた自転車に気づかなかった模様。

(5) タクシーが歩行者を撥ねた事故

1月29日(日)午後7時35分頃、滋賀県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、歩行者を撥ねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

事故現場は、片側一車線の歩道のある道路で、事故当時、当該タクシーの運転者は、車道を歩いていた当該歩行者を発見し、ブレーキをかけたが間に合わなかった模様。

(6) タクシーが交差点で乗用車と衝突した事故

2月1日(水)午前2時35分頃、大阪府において、府内に営業所を置くタクシーが空車で走行中、交差点を通過しようとしたところ、右側から当該交差点に進入してきた乗用車と衝突し、当該タクシーは転覆した。

この事故により、当該タクシーの運転者が軽傷を負った。乗用車の乗員5名に負傷者はなし。

事故は、当該乗用車が赤信号で当該交差点に進入してきたため発生した模様。

る事故防止対策の徹底に努めるよう、関係団体あてに通知したところですが、今期も雪による自動車事故等が発生しております。

特に2月1日から2日にかけて青森県内の国道において、大雪の影響により多数の車両が立ち往生し、長時間に渡り道路交通が停滞する事態が発生しました。

このような状況を踏まえ、今般、「降積雪期における輸送の安全確保について」（再徹底）（平成24年2月3日付、国自安第59号）により、自動車局安全政策課長から降積雪期における輸送の安全確保に努めるよう、関係団体あてに通知しました。

以下の項目を再度徹底し、輸送の安全確保に努めましょう。

*バス、タクシー、トラック共通

(1) 気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。

- ① 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期に適切な方法でスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。
- ② 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
- ③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
- ④ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
- ⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

*バス

(2) 乗務員に対して、高齢者、障害者等災害時要援護者の乗客に留意し、他の乗客の理解を得て優先席等の使用を促すとともに、特に車内事故の発生原因となる発車時及び停車時の離着席及び車内移動について注意喚起するよう指導することにより、高齢者や障害者等災害時要援護者の車内での転倒事故防止に努めること。

(3) 鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すること。

*レンタカー

(4) 降積雪期における道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保等の留意事項について、利用者に対し周知するよう努めること。

*バスターミナル

(5) 気象情報（大雪や暴風雪等に関する警報・注意報を含む）や施設内にお

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

